

第5次焼津市総合計画

基本構想(案)

平成22年 月

焼津市

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の役割

第3章 計画の構成と期間

第4章 計画の進行管理と行政評価

第5章 わがまちの姿

第1節 位置と地勢

第2節 歴史

第3節 人口

第4節 産業

第6章 時代の潮流とまちづくりの課題

1．人口減少社会と少子高齢社会の進展

2．安全・安心意識の高まり

3．価値観の多様化

4．交通ネットワークの進展

5．環境意識の高まり

6．情報社会の進展

7．地方分権の進展

8．行財政改革

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本目標

第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像

第2節 将来人口の目標

第2章 施策の大綱

第3章 土地利用の構想

第1節 土地利用の基本方針

第2節 ゾーン別の土地利用の基本方向

第3章 土地利用の構想

1 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活や生産活動全般に係る共通の基盤であることから、その利用のあり方は市民の生活や地域の発展と深い関わりを持ち、市全体の活力にも大きく影響を及ぼすものです。

このため、本市の土地利用は次に示す8つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとします。

自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用

豊かな自然が残る高草山、大崩海岸を含めた駿河湾に臨む15.5kmの海岸線一帯、大井川河口などの良好な自然環境を保全し、人と自然のふれあいの場などとして、市民にやすらぎのある空間を提供するための土地利用を図ります。

災害に強い安全な土地利用

風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進する土地利用を図ります。

市の活力を生み出す土地利用

農業・水産業・工業・商業・観光等の産業基盤の整備を進めるとともに、各産業間の調和や連携を強化し、市の活力を生み出す土地利用を図ります。

市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用

土地区画整理事業等による計画的な都市基盤の整備により、利便性が高く良質な住宅地の形成を推進します。また、都市機能の集積などにより、市民が安心して暮らせる空間を創出するための土地利用を図ります。

地域の特性を活かした土地利用

各地域の自然環境や景観、歴史、文化などの特性を再認識し、これらを活かした特色ある土地利用を図ります。

広域圏に配慮した土地利用

焼津漁港や大井川港などの産業基盤施設や平成21年6月に開港した富士山静岡空港、新設される東名高速道路インターチェンジなどが、本市の発展に活かされるよう、広域的な視点で計画的な土地利用を図ります。

市民と共に創る土地利用

市民のまちづくりへの参画を促進し、市民の意見や考えをまちづくりに積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が連携した土地利用を図ります。

経済的に安定した市民生活並びに自主財源を確保するための土地利用

経済的に安定した市民生活のための雇用の場の確保・拡大や持続的に良質な住民サービスを提供するための自主財源の確保を図るため、道路や排水路等の基盤整備を積極的に推進しながら、周辺環境との調和に配慮しつつ、優良な企業の適正な立地を促進します。

2 ゾーン別の土地利用の基本方向

(1) 市街地ゾーン

現行の市街化区域（工業ゾーン、流通業務ゾーン、港利活用ゾーンを除く）と一部の外縁部を含めた地域一帯を『市街地ゾーン』として位置づけ、無秩序な市街化を抑制するとともに、計画的な市街地整備や適正な土地利用の誘導、都市防災機能の向上などにより、安全で快適な市街地の形成を図ります。

(2) 工業ゾーン

現行の工業専用地域、工業地域、既存の工業施設集積地及び新規に工業施設を導入する区域を『工業ゾーン』として位置づけ、低・未利用地等を活用した新たな工業用地の確保・整備を進めるとともに、工業地としての環境の維持・向上を図ります。

(3) 流通業務ゾーン

東名高速道路焼津インターチェンジ周辺を『流通業務ゾーン』として位置づけ、流通業務施設の適正な誘導により、まとまりある流通業務地の形成を図ります。

(4) 田園集落ゾーン

農地と住宅地、集落地が共存している現行の市街化調整区域（既存の工業集積地は除く）を『田園集落ゾーン』として位置づけ、まとまりある農用地の維持・保全を図っていくとともに、農住が共生した良好な居住環境の維持・向上を図ります。

(5) 緑の自然ゾーン

市街地の背景となる高草山をはじめとする北部山地一帯及び小川港から大井川港にかけての海岸一帯を『緑の自然ゾーン』として位置づけ、良好な自然環境（森林・農地）の保全・活用を図るとともに、山地災害等に対する安全性を高めます。

(6) 港利活用ゾーン

焼津漁港一帯及び大井川港一帯を『港利活用ゾーン』として位置づけ、活力ある港、災害に強い港、市民に親しまれる港づくりを進めます。

参 考

利用区分別の土地利用の基本方向

(1) 農用地

農業生産活動の場としてだけでなく、保水機能、自然生態系の維持、地域環境の保全、人々に安らぎを与える景観形成など、農用地の持つ様々な役割・機能が十分に発揮されるよう、農用地に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 優良農用地の確保

優良農用地の確保を基本とし、まとまりのある農用地、農業生産基盤の整った農用地は、常に良好な状態を保つよう適切に保全します。

- 農業生産基盤の整備・充実

農業生産性の向上、農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備・充実を進めます。

- 農用地の効率的利用

耕作放棄地の発生の抑制に努めるとともに、有効利用、効率的利用を促進し、農用地としての機能の維持・回復に努めます。

都市的土地利用などへの土地利用転換にあたっては、農業振興への影響等に留意し、無秩序な土地利用転換や非効率的な土地利用転換は抑制します。

(2) 森林

土砂流出の防止、水源涵養、海岸部における飛砂や潮風害からの防備、保健休養の場などの公益的諸機能に加え、良好な自然環境や景観の形成、レクリエーション活動の場など、森林の持つ様々な役割・機能が十分に発揮されるよう、森林に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 良好な森林資源の保全・維持

計画的な森林整備により、高草山や海岸沿いの良好な森林資源を保全・維持します。

- 森林の有効利用

市民が気軽に親しみ、楽しむことができる憩いの場やレクリエーション活動の場などとして有効利用を図ります。

(3) 河川・水路（水面は該当なし）

河川

身近な自然資源であることや、水害を防ぐために重要な役割を担う河川に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 災害に強い川づくり

宅地化の進展に伴い、農地が持つ保水機能が低下する中、台風や集中豪雨による浸水被害を減らすため、河川の治水機能を高め、災害に強い川づくりを進めます。

- 親しみある美しい川づくり

都市化の進展に伴い、身近な自然資源として良好な環境を守るとともに、健康増進やレクリエーションのための親水空間として整備・充実を図ります。また、市民・事業者・行政の協働により、水質浄化や河川美化に取り組みます。

農業用排水路

農業の生産性を図る上で基本的な基盤施設となる農業用排水路に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 用排水路の計画的整備

農業生産性の向上を図るため、用排水路の適切な維持・管理、計画的かつ効果的な再整備等を進めます。

(4) 道路

一般道路

人や物資の移動を支え、市民の日常生活及び経済活動の基盤として欠くことができない施設であり、本市の発展を図る上で重要な役割を担う道路（一般道路）に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 道路網の計画的整備

開港した富士山静岡空港や整備が促進されている新東名高速道路及び東名高速道路焼津・吉田間への新インターチェンジなどの広域交通体系の変化に対応した幹線道路の整備をはじめ、市民の日常生活に欠くことができない生活道路の整備など、安全で円滑な道路網の形成に向けて計画的な整備を進めます。

- 安全で快適な道路整備

整備にあたっては、安全性の確保はもとより、災害時における避難、救急、救援などの機能や良好な交通環境などに配慮します。また、歩行者空間の整備・充実により、安全で安心して移動ができる人優先の環境づくりを進めます。

- 適正な維持・管理

老朽箇所や危険箇所の修繕など、適正な維持・管理を進め、安全で安心な通行の確保に努めます。

農林道

農業の生産性の向上や農用地・森林の適正な維持・管理等を図るために重要な役割を担う農林道に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 適正な維持・管理

老朽箇所や危険箇所の修繕など、適正な維持・管理に努め、農林道の機能・役割の保全を図ります。

(5) 宅地

住宅地

誰もが住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるよう、市民が生活を送る上で最も身近で重要な舞台となる住宅地に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 既存の住宅地等における住環境の質の向上

既存の住宅地については、良好な居住環境を守りながら、生活基盤の整備や緑地の整備などにより安全性・快適性の向上を図ります。

- 新たな住宅地の計画的整備

定住人口の確保、増加をめざし、人口・世帯の動向や多様な住宅ニーズ等を見据えながら、質の高い新たな住宅地の整備を計画的に進めます。

工業用地

雇用の場の確保・拡大だけでなく、市全体の活力を生み出す上でも重要な工業の振興を図るため、工業用地に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 新たな企業誘致の促進

富士山静岡空港、東名高速道路の新インターチェンジ等を活かした企業誘致を積極的に進めるため、必要な工業用地の確保と整備を図ります。

- 既存の工業地における環境の維持・向上

既存の工場集積地や工業団地においては、工業地として環境の維持・充実に図ります。

その他の宅地

多くの人を訪れる商業業務地や公共公益施設用地において、日常の買物や市民サービスの提供が、より便利で快適に行われるよう、商業業務地、公共公益施設用地等のその他の宅地に関する土地利用の基本方針を次のように定めます。

- 商業業務地としての機能・魅力の向上
中心商業業務地、近隣商業業務地、沿道商業地など、各々の商業業務地に求められる役割や機能に応じ、魅力ある商業地景観・環境の形成や周辺環境との調和等に配慮しながら計画的な整備を進め、商業業務地としての魅力及び機能の向上を図ります。
- 流通業務機能の向上
東名高速道路や新東名高速道路、焼津漁港、大井川港等を活かし、流通業務施設の誘致、集積を進めます。
- 公共公益施設（教育・文化・福祉施設等）の適正な配置と整備
市民サービスの低下を招かないよう利便性などに十分配慮し、地域の特性やバランス等を考慮しながら適正な配置と施設整備を進めます。

（６）その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用に関する基本方針を次のように定めます。

- 安全で活力ある港、市民に親しまれる港づくり
産業拠点として施設の整備・充実を図るとともに、市民の憩い、レクリエーションの場としての機能の向上を図るなど、市民に親しまれる港づくりを進めます。また、地震・津波等の発生に対し、災害に強い港づくりを進めます。
- 公園施設の適正な配置と計画的な整備
既存公園施設については、機能を保持するとともに、新設公園については、地域の特性やバランス、避難地としての機能などを考慮しながら、適正な施設配置のもと計画的な整備を進め、緑あふれる快適な都市環境・生活環境を創出します。また、市民の意見を取り入れるなど、市民が利用しやすい施設づくりに努めます。
- 海岸における良好な自然環境、美しい景観の保全
安全な海岸の整備を促進するとともに、良好な自然環境、美しい景観を保全するため、適切な維持・管理を図ります。
- 歴史文化遺産の保全・活用
本市の歴史文化を伝える貴重な資源として保全・整備を進めるとともに、これらの資源をまちづくりに活用していきます。
- 耕作放棄地や養鰻池跡地等の低・未利用地の適切かつ有効利用
周辺の土地利用等と調整を図りながら、適切な土地の有効利用を図ります。

参考図 土地利用構想図（案）

